1996/11/27総会
資料５－１

担当理事設置について

公益社団法人化に伴い、理事の権限に関して、定款（案）の第１１条第２項及び第１３条の通り、理事長及び副理事長を規定する他は、代表権のある理事（専務理事・常務理事など）を設けないこととする。

しかしながら、公益社団法人化することにより、理事の形式的な設置だけでは不十分であって、理事の職務を一層活性化することが必要である。

したがって、次ページに示すような担当理事を設置し、複数の担当理事によりいわゆる常務（常任）理事会に近い業務執行を行うことを理事会内規等で規定し、法人運営上の業務を執行していくこととする。

1996/11/27総会
資料５－２
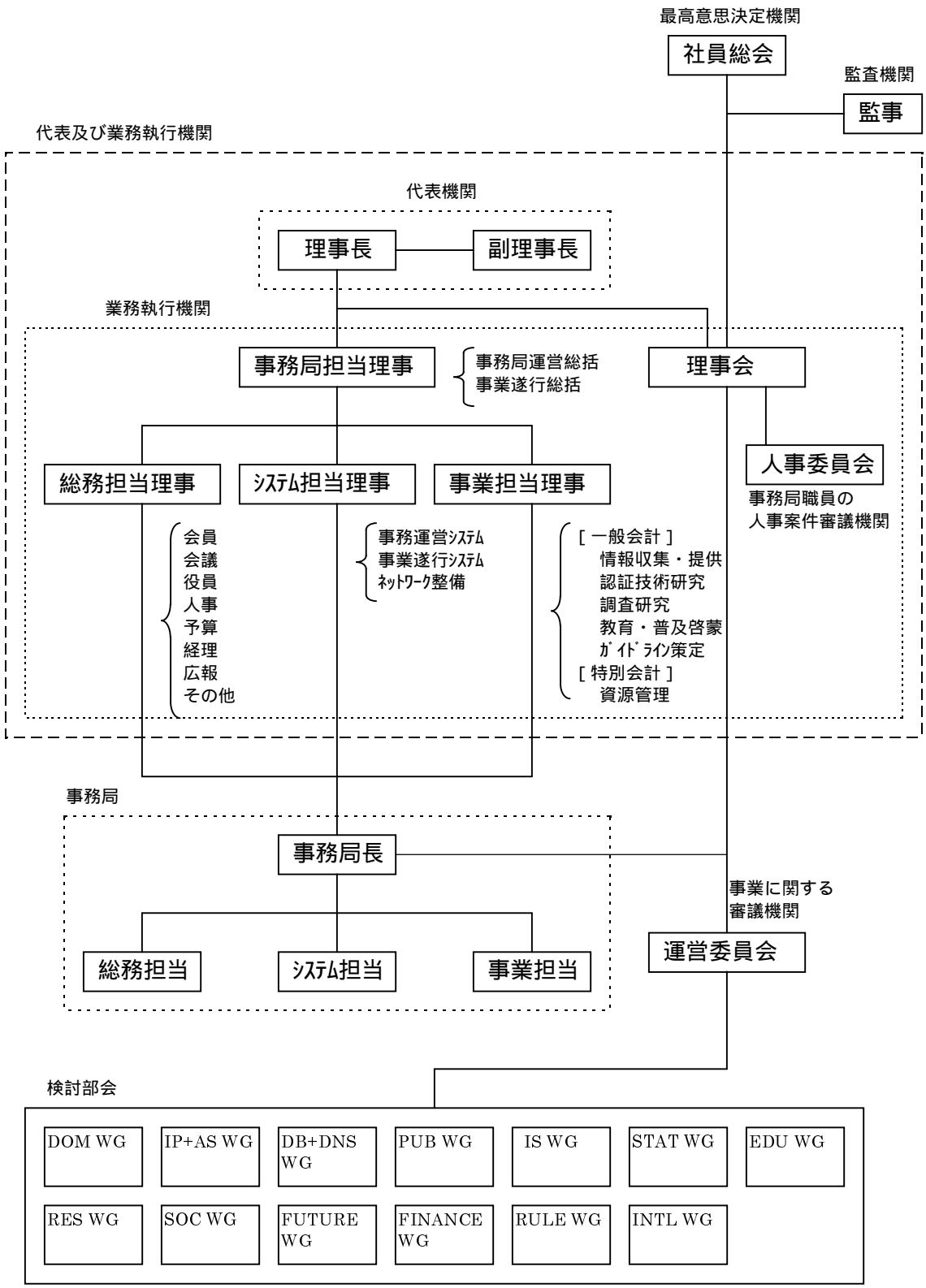
ＪＰＮＩＣ機構図（案）